

地歴・公民科 資料 No. 67

もくじ

巻頭	裁判員制度の導入と授業への視点／吉田俊弘…………… 1
トピックス	世界は9条をえらびはじめた／川崎哲…………… 7
実践記録	「民俗学の教材化」を考える～伝説・俗信を検証する授業から～／小関勇次…………… 9
シリーズ	地歴・公民科の授業づくり4…………… 12 授業を生徒にとって魅力的なものに —絵巻物で討論授業を—／加藤公明
図書紹介	…………… 16

巻頭

裁判員制度の導入と授業への視点

筑波大学附属駒場中高等学校

吉田俊弘

(018) 高校現代社会新訂版

(023) 高校政治・経済新訂版 執筆者

はじめに

2008年4月15日、政府は、裁判員制度を始める日を、来年5月21日と定める政令を閣議決定した。いよいよ有権者の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与する画期的なシステムが始まることになる。しかし、裁判員制度のスタートが近づくとともに、制度への反対や実施の延期を要望する意見が続出し、賛否をめぐる論争は2004年の法制定当時よりも遥かに激しくなっている。

振り返ると、司法制度改革審議会が1999年7月から国民の司法参加のための調査・検討を始めてからすでに10年ほどの歳月が流れており、現在出されている意見の中には、裁判員法の立法過程の中でもっと積極的に提起されるべきではなかったかと思われるものもないわけではない。しかし、「司法の国民的基盤を確立する」（司法制度改革審議会意見書）ために、裁判員制度がつくられるのであれば、国民の多様な声が噴出し、制度の問題や課題が明ら

かになっていくことは好ましいことであるともいえる。政府・関係者は、司法を支える国民的基盤の確立を打ち出した以上、これらの批判や疑問に真摯に向き合い、真に司法が国民のものになるように、制度基盤の整備のほか、制度改革を含む取り組みを進める必要がある。

裁判員制度はなぜつくられたか

経済界の要求 裁判員制度の導入を決定づけたのは、政府のもとに設置された司法制度改革審議会が2001年6月に公表した意見書であった。その中で、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである」との見解が表明されたのである。

こうした見解が表明された背景には、1990年代の深刻な不況と保護主義的な行政の行き詰まりがあ

った。経済界は、規制緩和と民間主導の市場経済の確立を求めたが、それは、事前の規制が緩和されたことから生ずる紛争に事後的に対応する機関として司法の役割がますます重要になることを意味した。自民党の司法制度特別調査会は、政府に司法制度改革のための審議会の設置を求める報告書をまとめ、「規制緩和等の諸改革を推進し、自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型の社会への転換を図るためには、その基盤をなす司法の機能の充実・強化が必要である」（1998年6月）との見解を表明した。この提言が、司法制度改革審議会の誕生（1999年）に結びつくのである。司法制度改革をめざすところが、政府の推進する経済構造改革と軌を一にすることは、明らかであろう。

しかし、このような経済界の要求のみを裁判員制度の導入に結びつけることは適切ではない。なぜなら、司法制度特別調査会報告書には、法曹人口の拡大、ロースクールの設置などが強調される一方で、国民の司法参加については「広く国民の意見を踏まえて議論される必要があろう」と控えめに記されるにとどまっていたからである。

「官僚司法」への不信　むしろ司法参加の議論を進める牽引役となったのは、弁護士会内部の「官僚司法」への不信を背景にした陪審制・参審制の導入を求める運動だった（豊秀一「裁判員制度とは何か」世界2008年6月号p.102）。1998年に日本弁護士連合会がまとめた司法改革ビジョンには、陪審制の復活や参審制などの「司法への市民参加」の方法も検討すべきことが加えられていた。

さらに、司法制度改革審議会の議論においても、元裁判官の藤田耕三委員がいまの裁判のあり方をめぐって「精緻で質が高い」と述べたのに対し、元日弁連会長の中坊公平委員が「官僚裁判官による司法が多くの冤罪、誤判を生んだ」と反論したように、国民の司法参加の導入は、経済・政治主導で進む新自由主義的司法改革の流れの中に「司法の民主化」を求める運動が合流し、激しい議論を経て裁判員制度が生まれたとみることができるであろう（豊・前掲書p.102）。

「裁判員」と命名　司法制度改革審議会の議論では、何らかの形で国民の司法参加は必要であるという点で概ね意見の一致は見たものの、英米型の陪審制か、ヨーロッパ大陸型の参審制に近いものを設計するかをめぐって対立が続いた。

陪審制を主張する論者からは、先の中坊委員のように、現行の職業裁判官による裁判制度に対する問題点が指摘された。他方、参審制に近い考え方を主張する委員からは、現行の職業裁判官による裁判の精度の高さを評価する声が寄せられた。しかし、それだけでは国民感覚と少し離れたところもあるため、国民の健全な社会常識を反映させることでよりよい裁判になるというのが、参審制を支持する委員の考えであった。審議会の佐藤幸治会長は、これらの意見対立をふまえ、「特定の国の制度にとらわれず、一定の刑事事件を念頭に、日本にふさわしい参加形態を検討する」という見解で取りまとめをはかった。

そこで、日本型の司法参加制度として考案されたのが、裁判員制度であった。2001年1月の司法制度改革審議会において、松尾浩也・東京大学名誉教授は、「裁判員」という言葉を初めて使い、健全な社会常識を反映させる目的から、裁判員は裁判官とともに事実認定を行うだけでなく、量刑も判断することなどを含む提案を行った。それは、国民と裁判官が一緒に事実認定をするという点では参審制に近く、国民が事件ごとに選ばれるという面に着目すれば陪審制に近いというものだった。

一見、陪審制と参審制の長所を取り入れているように見える裁判員制度であるが、見方によっては、陪審制の持つ「裁判官から自立し、陪審だけで事実認定する」という長所を捨て、参審制の持つ「良識や学識や社会経験のある者を選任する」という良さを捨てているようにも見える。そういう意味では、裁判員制度は、「きわどい綱渡りのような制度」（小田中聡樹）といえるかもしれない。

松尾名誉教授は、裁判員の対象事件について、社会的関心の高い重大事件にすると、過熱した報道が裁判員の大きな負担となることなどから「最初は比較的中間的な事件から始めて、それが定着したあたりでだんだん拡大していくという方が無難」と指摘したが、審議会では、「国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい事件にすべきだ」という意見が大勢を占めた（竹田昌弘「知る・考える裁判員制度」岩波書店2008年p.58）。

さらに、審議会は、「新たな参加の制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入する」ものであるとして、被告人に裁判官のみによる裁判を選択する権利は認めない方針を打ち出

した。また、裁判員を選ぶ際は有権者に等しく参加する機会を与えるとして、事件ごとに、選挙人名簿から無作為に抽出することにした。ここに裁判員制度の基本構造が定まると、政府に司法制度改革推進本部が設けられ、裁判員法案や裁判員制度に向けた刑事訴訟法改正案などの原案づくりが始まった。

裁判員制度の骨格がまとまる 裁判員裁判における合議体の構成（裁判員と裁判官の人数）をどのように構成するかを検討したのは、裁判員制度・刑事検討会であった。その際、最高裁や法務省は、裁判員が多いと、実質的な評議ができないとして、裁判員は少人数にすべきことを求めた。他方、日弁連は、多様な意見を反映するためには、裁判員は裁判官の3倍以上は必要と提案した。しかし、刑事検討会では意見がまとまらなかったため、決着は事実上、与党協議に委ねられた。このとき、自民党は、裁判員4・裁判官3、公明党は、裁判員7・裁判官2をそれぞれ主張し、協議は難航したが、両党は、2004年1月に裁判員6・裁判官3を原則とすることで合意した。また、刑事検討会は、裁判員の負担を軽減するとして刑事訴訟法の改正に取り組み、公判前整理手続の新設と連日的開廷を規定した。

裁判員制度の概要と世論の動向

裁判員制度の概要 これまで示したような経緯を経て、裁判員制度の基本が固まった。そのポイントは、重大な刑事事件の裁判を6人の裁判員と3人の裁判官との合議体に委ねるしくみであること。裁判員候補者は、選挙人名簿から抽選で選ばれ、一定の選任手続を経て裁判員となること。裁判員は裁判官と対等の評決権を持って、有罪・無罪の判断をし、有罪の場合、具体的な量刑にも加わることである。

世論の動向 こうして定まった裁判員制度について、肝心の国民は、どのように考えているのだろうか。裁判員制度に関する国民の意識を問う二つの調査が相次いで発表されたので見てみよう。

一つは、日本世論調査会が2008年3月に実施した全国面接調査（20歳以上の男女計1,812人回答）である。集計結果によると、裁判員を「務めたいとは思わない」「あまり務めたいとは思わない」と答えた“参加消極派”が合わせて72%に上っていることがわかる。司法制度改革審議会が裁判員制度の導入を提言して半年後の2001年12月や2003年9月の調査では60%前後だったことを考えると“参

加消極派”はむしろ増加しているといえそうである。

他方、最高裁が2008年1月から2月にかけて全国で実施した意識調査（20歳以上の男女計10,500人回答）によると、裁判員裁判に「参加したい」4%、「参加してもよい」11%、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」45%、「義務であっても参加したくない」38%という結果が報告されている。これによると、いわゆる“参加積極派”は15%しかいないと見ることができる。しかし、政府は、同じデータをもとに、「参加したい」、「参加してもよい」、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」を合計すると、60%に達するとみなして、このデータをもとに2009年5月の施行に踏み切ったといわれている。

実際、裁判員制度がスタートすれば、かなりの国民が「参加やむなし」と判断し、迷いながらも真剣に取り組んでくれるであろう。しかし、制度に対する不安や抵抗感が大きいことは否定しようもない。そのことは、先の最高裁調査が裁判員裁判に対する心配や支障を尋ねた質問への回答と重なるものがある。それによると、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」76%、「素人に裁判が行えるのか不安である」64%、「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」56%が上位を占めており、裁判員への不安は、仕事などの支障よりも精神的負担が大きいことが伺えるのである。

裁判員制度を見る座標軸

裁判員制度をどのように評価するかをめぐっては、先に述べたように、現在、多様な視点から議論が展開されている。規制緩和型司法改革の流れに「司法の民主化」を求める運動が合流し、裁判員制度として結実したことが、その評価を困難にさせているようにも見える。

司法の民主化は実現できるか 一つの論点は、裁判員制度によって司法の民主化が実現できるかどうかという点にある。この点について、三つの見解（A・B・C）を取り出して紹介してみたい。

A. 司法制度改革審議会意見書は、「国民の統治客体意識から統治主体意識への転換」を掲げ、統治主体である国民が、「司法の運営に主体的・有意的に参加し、…国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない」と説く。「司法の民主化」を求める論者の中には、統治主体としての国民が司

法を動かすという点で裁判員制度に一定の理解を示し、この制度を肯定的に評価する人々が少なくない。さらに陪審制を支持する論者の中には、裁判員制度の登場を将来の陪審制実現に向けた第一歩と見做し、積極的に評価する傾向もあるようである（このような見解を理解するうえで、後藤昭「裁判員制度をめぐる対立は何を意味しているか」世界2008年6月号 p.90 以下は有益である）。

B. これに対し、近年の裁判員制度批判の中には、「素人には無理」だという厳しい意見もみられる。このような見解は、日本の刑事司法の現状を高く評価し、専門家である裁判官の審理を推奨する傾向にある（例えば、西野喜一『裁判員制度の正体』講談社現代新書2007年参照）。この立場は、先に紹介した世論調査の結果（例えば、「務めたくない」「素人の持つ不安感」など）にマッチし、それに対応した裁判員制度に対する違憲論の主張など、鋭い批判を展開する反面、現行の刑事司法に対する現状認識が甘く、「司法の民主化」に対する配慮がほとんどなされていないなどの問題もみられる。

C. 他方、「司法の民主化」を求めながらも、裁判員制度に規定された司法参加のしくみは「みせかけ」であるとして徹底的に批判を加える論者もいる。それによると、裁判員制度は、国民主権原理を踏まえて構成されているとは言えず、それどころか国民を統治層へと包摂してしまう「統治のイデオロギー」そのものである、ということになる。つまり、裁判員制度は、国民を裁判する側、つまり刑罰権を行使・使用する側に強制的に立たせ、社会的逸脱行為をした人の取り締まりに加担させる、という発想で組み立てられており、権力への同化を要求するものであると見做される（小田中聡樹「裁判員制度と民主主義刑事法学の課題」龍谷法学38巻4号2006年 p.143）。

ここでは、司法の民主化を求めるAとCの見解を取り上げ、キーワードである「国民の司法参加」という言葉から二つの意味を見出し、検討してみたい（「自由法曹団通信」1145号2004年などを参照のこと）。その一つは、国家の刑罰権の行使に国民が直接関与することを通して、誤った刑罰権の行使を監視・抑制（チェック）するという意味で、人権保障的要素を持つという点である。もう一つは、国民が国家の刑罰権の行使に処罰する側の一員として参加し、国家権力の行使に与するという意味で、権

力的要素を持つという点である。

すると、Aの見解は、人権保障的要素だけでなく、権力的要素にも親和性があることがわかる。それに対して、Cの見解によると、裁判員制度は、国民をもっぱら刑罰権を行使する側に立たせ、人権保障という司法の基本的使命には立脚していない、と見る。このように分析してみると、「国民の司法参加」の「参加」という点に着目し、そこから単純に司法の民主化という結論を導き出すのは適切ではないことになる。司法参加に伴い、人権保障がどのように達成されるかが、次の検討課題になるであろう。

被疑者・被告人の権利は保障されるか 司法制度改革審議会意見書は、裁判員制度の設置にあたり、「新たな参加の制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入する」と規定していた。また、制度設計に携わった委員の中には、裁判員制度・刑事検討会の委員であった酒巻匡・京都大学教授が指摘するように、「従来の日本の刑事裁判は、諸外国でも類を見ない、極めて精度の高い刑事司法（精密司法）を行っていた」と評価している人々が多いのも事実である（酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」法学教室308号2006年）。

そうである以上、裁判員制度は、その制度設計の段階から、国民に裁判に加わってもらうことにより、国民の司法に対する理解を増進し、長期的に見て裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的としている（裁判員法第1条参照）のであって、刑事手続における被疑者・被告人の権利保障に向けた改革とは結びついていないともいえるのである。

しかし、裁判員制度を支持する見解が、おしなべて被告人の権利保障に配慮を示していないと見ることもできない。法律家の中には、裁判員制度の導入を刑事司法改革の絶好の機会ととらえ、刑事裁判の透明度をアップし、取り調べの可視化や証拠開示制度などを積極的に取り入れることを提起している論者が少なくないのである。そう考えると、裁判員制度の評価にあたっては、裁判員制度とそれに伴う刑事司法改革（裁判員制度に伴う条件整備を含む）が、形式的な司法参加だけでなく、被疑者・被告人の権利保障にどのように寄与するか、という観点からも点検していくことが必要なのである。

取り調べの一部可視化 これまでの日本の刑事裁判では、捜査過程でつくられた供述調書が大量に公

判に持ち込まれ、捜査段階の供述調書と公判の記録という膨大な書類の中から「真実」を見つけ出すとしていた。しかし、裁判員制度のもとでは、大量の調書に頼ることはできず、必然的に公判での供述と証言、弁論に基づいて判断することになる。そのために、一部ではあるが密室の取り調べを録画したり（「取り調べの一部可視化」）、検察官が持っている証拠を一定の範囲で被告弁護側に開示する証拠開示制度を導入することで、裁判の透明性が増し、法廷で「目で見て聴いてわかる裁判」になることが期待されている。

しかし、「取り調べの一部可視化」の現状を見ると、検察官の質問に被疑者がすでに自白した内容や自白した理由などを説明している場面や自白調書を作る場面だけを録画するという方法が実験されているだけで、一番肝心の自白した瞬間やその前後は収録されていない。そのため、「一部可視化」がかえって弊害を招きかねないとの批判もなされている。なぜなら、無実の被疑者が取り調べの圧力に屈服しあきらめた結果、最後には一見淡々と自白調書の作成に応じることがあるが、そういう場面の録画が証拠として出された場合、裁判員はもちろん、裁判官であっても、その自白が真実のように誤解してしまうことがあり得るからである（木谷明「裁判員制度を考える（2）」NHK「視点・論点」2008年8月20日より）。

裁判の迅速化と証拠開示制度 また、裁判員に物理的な負担をかけられないことから、裁判の迅速化が進められている。そのための施策の一つとして導入された「公判前整理手続」は、初公判の前に検察官と弁護人が裁判所に集まり、それぞれの主張と証拠を明らかにして争点を確定し、裁判の証拠を決定する手続である。この中で採用された証拠開示制度の運用がうまくいけば、捜査過程の適正さを弁護人に争いやすくさせ、裁判所が捜査の行き過ぎを抑制する機会を増やすことになるのではないかと期待されている（後藤昭・前掲書 p.95）。

他方、証拠開示制度の導入には、弁護側に大きな代償を払わせることになるのではないかと危惧も指摘されている。弁護人は、公判前整理手続に向け、検察側に被告人や事件関係者、証人予定者らの供述調書などの証拠開示を請求するが、弁護人が見ることができる検察側の証拠は、これまでより範囲が広がったとはいえ、ごく一部に過ぎず、そのような一

部の証拠を弁護人がいくら検討しても、証拠の中に隠された本当の問題点を発見するのは容易なことではないからである。そうすると、弁護側は、事件の真の問題点を理解しないまま、公判で行う主張を事前に明らかにしなければならなくなる。かりに公判段階で被告人に有利な証拠を発見したとしても、弁護人にはこれを提出する権利がないこととされたのである（木谷明・前掲）。

裁判員と裁判官は対等？ 裁判員は、有罪・無罪の決定、量刑、証人尋問権、被告人質問権を持ち、評議においても裁判官と対等の評決権を持つとされている。しかし、その実態を見ると、裁判員の権限は、裁判官に比べると、限定されたものといえる。とくに公判前整理手続の導入により、裁判官は、公判開始に先立って、事件の全体像と争点を把握したうえで公判審理に臨むことになるが、裁判員は公判直前に選任されるに過ぎないため、経験のみならず情報の面でも格差はますます大きくなる。裁判員は、裁判官の設定した枠組みの中でのみ判断する立場に置かれることになろう（小田中聡樹『裁判員制度を批判する』花伝社2008年 p.113）。先の最高裁世論調査において、回答者の56%が「裁判官と対等な立場で意見を発表できる自信がない」と答えていたにもかかわらず、裁判員制度は、その制度設計において、国民の不安に応えられるようなくみにはなっていないのである。

だからこそ、裁判員裁判においては、裁判官の役割がますます重要となる。裁判官は、被告人の権利保障と無罪推定などの原則を基本において、裁判員の不安な心情をサポートし、彼らの意見を引き出し十分に尊重しなければならない。裁判員6・裁判官3の裁判体において、裁判員と裁判官がどのような関係を構築し、個人の権利保障に寄与していくかは今後の大きな課題である。

このように検討してみると、裁判員制度は、部分的には人権保障の改善に寄与する可能性を有しているが、なお多くの課題を抱えていることがわかる。被疑者・被告人の権利保障への配慮のほか、国民にそれなりの負担を課す制度であるからこそ、裁判員制度の前提となる条件整備についてさらに取り組んでいく必要がある。

裁判員制度を授業で取り上げる視点

裁判員制度を授業で取り上げる場合、一般的には、

裁判員法に関する知識を網羅的に取り上げ、説明することが多くなるであろう。しかし、それだけでは、司法の民主化の意味を深めることや被疑者・被告人の権利保障という観点のごっそりと抜け落ちてしまう可能性がある。

「疑わしいときは被告人の利益に」 とりわけ被疑者・被告人の権利保障というテーマは、裁判員制度を支える刑事手続の基本原則として重要な意味を持つ。しかし、将来の裁判員となりうる高校生にとっては、理解が難しく、誤解もあるように思われる。その一つが、「疑わしいときは被告人の利益に」という基本原則である。つまり、「疑わしきは」というと、そこでの「疑い」は「犯人である疑い」を意味するととらえられやすい。「あやしいだけでは処罰できない」というわけである。しかし、この原則の本来の意味は、「有罪が確実に証明されない限り無罪にせよ」ということであり、そこでの「疑い」とは、「有罪への疑い」である。検察官が有罪方向で立証活動を行っても、被告人が有罪であるとの確証が得られないとき、裁判員・裁判官は「犯罪の証明がない」として無罪を言い渡さなければならないのである（水谷規男「刑事訴訟法を学ぶ」『法学セミナー』609号2005年参照）。

このことから何が理解できるか。すなわち、裁判員は「検察側の主張が合理的な疑いが浮かばないほど十分に犯罪を証明できたかどうかを判断すればよい」のであって、「人を裁く」のではないということである。裁判員に関する各種世論調査の中には、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」とか「人の人生を左右する仕事は精神的に負担が重い」という回答が多数見られる。その中に「裁判員一人一人が人を裁く」とか「裁判員が真犯人を発見する」といった思い込みや誤解が紛れ込んでいないであろうか。授業の中でも問いかけてみたい。

同様に、合理的な疑いを超える証明のほかには、予断の排除、伝聞法則、黙秘権、無罪の推定などの重要原則についても、授業において確実な理解が必要な事柄といえよう。

「制度」学習への視点 授業においては、＜国民の司法参加という「理念」にはいろいろな現れ方があるのに、なぜ「裁判員制度」という形で規定されたのか＞という問いを立て、その意義と課題を探究するように構成してみたい。現実の裁判員制度も、理想的なもの・所与のものとして一義的に捉えるの

ではなく、将来に向けて形成可能で発展的な存在として捉えていくことが重要である。そのような学習を組織するためには、立法過程における論争や裁判員制度に対する批判的な見解にも目配りしておくことが必要である。

例えば、裁判員法において規定された裁判員6対裁判官3という人数構成に対し、立法過程では、裁判員の数に裁判官の3倍以上にするプランと裁判員と裁判官をほぼ同数にするプランとが対立していたが、それぞれの意見の背景にある国民参加の理念を探究するのである。ここから、裁判員制度導入の意義を明らかにしていくことも可能ではなからうか。

さらに近年では、学習の一環として、模擬裁判員裁判にチャレンジする学校も増えてきている。裁判員制度を総体（しくみ・肯定論・否定論を含む）として学ぶことをマクロ視点の学習とすれば、一つの事件を通して裁判員制度の意味を考える模擬裁判はミクロ視点の学習とすることができる。ミクロ視点の学習は、検察官・弁護人・裁判官・裁判員の役割を具体的・機能的に学ぶことができ、模擬裁判における議論のプロセスを通して裁判員制度の意味をとらえ直すことができる点で有効である。その際には、処罰者の立場に立ってゲーム感覚で有罪・無罪を論じるのではなく、刑事手続の基本原則や刑事被告人の権利などに十分に配慮の行き届いた模擬裁判となるように構成することが必要である。

今後、裁判員制度の授業を組織する場合、マクロとミクロの両面から考察していくことができるようにプランを立て、実践の交流をはかっていくことが望まれる。

裁判員制度をめぐる憲法論争 これまで裁判員制度に対して、司法の民主化と被疑者・被告人の権利保障という二つの視点から考察を加えてきた。そのほかにも、裁判員の人権保障、裁判員と裁判官の人数構成（裁判体）、就任の義務づけと刑罰による強制、被告人に対する裁判員裁判の強制、裁判員の守秘義務など、検討すべき論点をあげることができるが、紙幅の関係で詳しく触れることはできなかった。他日を期したい。なお、これらの論点に関わる裁判員制度をめぐる憲法論争としては、違憲論としては西野喜一『裁判員制度の正体』講談社現代新書2007年を、合憲論としては土井真一「日本国憲法と国民の司法審査」『岩波講座 憲法4 変容する統治システム』2007年岩波書店所収を参照されたい。